

西豪州日本人会 ゴルフ親睦会

1. 会則 (2009年8月 一部修正)

2. 別則 競技規定 (2008年4月 一部修正)

1. ゴルフ親睦会 会則

(2009年8月 一部修正)

(2014年3月 一部修正)

第1条 名称

当会は、西豪州日本人会 (以下日本人会と称す) の下部組織とし、名称は日本人会ゴルフ親睦会とする。

第2条 目的

当会は、日本人会に所属するゴルフ愛好家を会員とし、ゴルフのエチケット、マナーおよびルールを理解し、ゴルフを楽しくプレーすることにより、会員相互の親睦を深める事を目的とする。

第3条 運営委員会

当会は、毎年3月に、4月から翌年3月まで任期1年の運営委員長を含む3～5名の運営委員 (以下委員と称す) を会員の中から選任し、運営委員会 (以下委員会と称す) を設け、日本人会の承認を得て当会を運営する。また、任期中の委員に欠員ができた時は、その残り期間の委員を新たに選任することができる。

第4条 運営資金

当会は、会員からの入会金、コンペ参加費ならびに日本人会よりの補助金により運営する。

第5条 会計年度

当会の会計年度は、4月1日より翌年3月31日迄とする。

第6条 運営委員会の業務

委員会は、会員のゴルフに対するマナー、エチケット、ルール等の知識向上を図り、全員が平等に楽しくゴルフをプレーできるよう努めるとともに、下記の業務を担当する。

1. 入会金、コンペ参加費、日本人会からの補助金等の管理・運営ならびに年度末会計報告書の作成。
2. 年間開催コースの手配ならびに各回コンペ幹事の選任。
3. 協賛者(社)からの賛助賞品手配。
4. 「新会員のハンディキャップ決定」、「成績結果によるハンディキャップ改定」ならびに「年度末ハンディキャップ見直しと改定」。

5. 会員に対する特別表彰。

6. 運営委員は、競技委員を兼任し、競技上問題が発生した場合は、その問題の裁定および処置を行う。

第7条 入会および会員資格

1. 日本人会に所属する者は、誰でも性別を問わず、当会規定の手続きを取り、いつでも会員として入会することができる。

2. 入会希望者は、委員に入会を申し込み、規定の入会金を納めた日から会員資格を得ることができる。

3. 日本人会に入会資格のない者の当会への入会希望については、日本人会の承認を必要とし、入会が認められたときは、会員と同じ取り扱いとする。

第8条 入会金

新会員は、当会規定の入会金を納めなければならない。

第9条 コンペ参加費

コンペ参加者は、規定の参加費を当日競技前に幹事へ納めなければならない。また、申込後のキャンセルは、競技当日3日前の木曜日午後1時までに、担当幹事または委員まで連絡をしなければならない。それ以後のキャンセルについては、原則として規定参加費を全納しなければならない。

第10条 ビジターの参加

当会会員が推薦する、会員以外のコンペ参加希望者は、会員本人が委員または担当幹事へ申込を行い、委員会が承認した場合、規定の参加費を納め、ビジター資格で参加することができる。

第11条 退会および休会

退会する者および休会を希望する者は、その旨を委員会に連絡しなければならない。

第12条 年間最優秀ネット・スコア賞

年間7回以上の出場者を対象として、年間平均ベスト・ネット・スコアの者を、年間最優秀ネット・スコア賞として、翌年度4月の第一回コンペに於いて表彰し、記念品を贈呈する。

なお、受賞者が二名以上の場合は、該当者全員を表彰する。

第13条 「日本人会婦人部ゴルフ会会員の取り扱い」については、現在婦人部ゴルフ会休会中の為、同会が再開されるまでの間は適用しないものとする。

日本人会婦人部ゴルフ会（以下婦人部と称す）会員は、当会のコンペに、婦人部の

定めた年間3回を上限として、婦人部のハンディキャップの8掛け（四捨五入）で参加することができる。但し、参加者のハンディキャップは、当会規定の「36」を上限とする。

また、当会コンペに初参加したときのハンディキャップは、当会のハンディキャップとして登録され、それ以後は、当会の規定に基づいて取り扱われる。

当会の婦人部に所属しない女性会員は、婦人部のコンペに、当会のハンディキャップで、婦人部の規定に基づき参加することができる。

第14条 ルール勉強会

委員会は、必要に応じルール勉強会を行い、会員のゴルフ規則の知識向上に努めるものとする。

第15条 会則および競技規則の改定

委員会は、必要が生じた場合、委員全員の同意を条件として、会則ならびに別則競技規定を改定することができる。

第16条 監査役の認定

委員会は会計担当以外に年会計監査役を1名任命し、会の会計が正しく運営されているか客観的な判断を仰ぐものとする。

以上

2. ゴルフ親睦会 別則 競技規定 (2008年4月 一部修正) (2012年12月 一部修正) (2014年3月 一部修正)

第1条 コンペ開催ならびに競技方法

当会のコンペは、原則として、年間12回、毎月第2日曜日開催とし、競技方法は、18ホールズ・ハンディキャップ・ステーブルフォード競技とする。

第2条 競技規則およびマナー

競技は、ルール・ブックに基づいて行うものとする。

各組のローエスト・ハンディキャッパーは、その組のリーダーとして、ラウンド中、ルール、マナー、エチケット等について、指導的役割をすると同時に、その組が遅延なく進行するよう努力しなければならない。

第3条 競技規定およびローカル・ルール

当日の競技規定やローカル・ルール等については、委員会が競技開始前の集合時間に説明を行う。

第4条 各賞ならびにコンテスト

1. 各賞は、「優勝」、「準優勝」、「第3位」(以下入賞者と称す)、「ブービー賞」、「順位賞」 および 「ベスト・グロス賞」 とする。

同スコアの場合は、次のカウント・バック方式で順位を決定する。

当日のスタートが、「アウト・コース」または「イン・コース」に関係なく、またアウト、イン両コースから同時スタートの場合も、スコアカード記載の「イン・コース」の成績の良い者を上位とし、それでも決まらないときは、「イン・コース18番ホール」の成績の良い者を上位とする。 それでもなお決まらないときは、18番ホールから1ホールずつ逆上る方法で順位を決定する。

但し、ベスト・グロス賞は、該当者全員で賞を分かち合うものとする。

2. コンテストは、「ニヤレスト・ピン賞」、「ロンゲスト・ドライビング賞」、「バーディ賞」、「イーグル賞」等を実施する。

3. ハンディキャップ未定者ならびにビジター参加者は、「優勝」、「準優勝」、「第3位」、「ブービー賞」、「順位賞」には参加できないが、ベスト・グロス賞および各コンテストに参加できる。

第5条 ハンディキャップ

1. ハンディキャップは、男性、女性とも 「36」 を上限とする。

2. ハンディキャップ未定者ならびにビジターは、ハンディキャップ 「36」 としてプレーする。

3. 新会員のハンディキャップ

- a) 国内外のオフィシャル・ハンディキャップ所持者は、その所属クラブのハンディキャップを当会のハンディキャップとする。

- b) オフィシャル・ハンディキャップ不所持者は、過去6ヶ月以内にプレーしたメーカーサインのあるスコアカード4枚(うち、少なくとも1枚は当会コンペのスコアカード)をコンペ受付締切日までに委員会へ提出しなければならない。

委員会は、4枚のスコアカードが提出され次第、スコアカード別に、各ホールのスコアを「ダブルボギー」で打ち切り、合計スコアから、そのコースのパー・ストロークまたはポイント数を差し引いてハンディキャップを計算し、4枚の平均ハンディキャップを当会のハンディキャップとする。

4. 毎回のコンペ成績によるハンディキャップ改定

a) 競技者が、ステーブルフォード方式で36点より良い成績でプレーしたときは、順位に関係なく、そのアンダー・パーのポイント数をハンディキャップより差し引き調整する。

b) 入賞者は、上記調整をした上で、優勝者は「20%」、準優勝者は「10%」、第3位は「5%」を差し引き、「四捨五入」の上調整を行う。また、ブービーメーカーおよびブービー該当者は、「1ストローク」を加え、規定の上限を超えない範囲でハンディキャップの調整を行う。

5. 新年度・ハンディキャップ改定

委員会は、3月の年度末最終コンペ終了後、下記の方法で全会員のハンディキャップ見直しを行う。改定された新ハンディキャップは、翌年度第一回4月のコンペから適用する。

a) 全会員の1年間の成績を、月別に36点から実績ポイントを差し引き、その時点でのハンディキャップを加え、「月別実績ハンディキャップ」を計算する。

(例) ハンディ21の者が30ポイントの場合：

「36」－「30」＋「21」＝『27』 が 『実績ハンディキャップ』 となる。

b) 1年間の月別実績ハンディキャップを、年間出場回数に応じて次の方法で調整し、新ハンディキャップを決定する。

イ. 年間出場一回の者／その実績ハンディキャップの 「75%」

ロ. 年間出場二回の者／良い方の実績ハンディキャップの 「80%」

ハ. 年間出場三回以上の者／最悪の実績ハンディキャップを除き、残りの実績ハンディキャップから「平均実績ハンディキャップ」を計算し、その 「85%」

c) 見直しの結果、3月末のハンディキャップに、ストロークを加える場合は、最高「3ストローク」までとし、規定の上限を超えない範囲で調整する。但し、ハンディキャップが上がる（良くなる）場合は、その差し引くストローク数に制限はない。

d) 年間一度も出場しなかった会員のハンディキャップは無効となる。

同会員が新たにハンディキャップを取得したい場合は、第5条3a)又はb)の規定に基づいて新ハンディキャップを取得しなければならない。

第7条 スコアカード

スコアカードの取り扱いは、ルール・ブックの規定に基づき、マーカー方式で記入し、各組のリーダーは、その組全員のスコアカードを、競技終了後、速やかに幹事へ提出しなければならない。

第8条 電動バギーカートとキャディ

競技者は、電動バギーカートまたはキャディを使用できるが、費用は本人自己負担とする。

第9条 スロープレーについて

すべての競技者は、プレーの進行に遅延がないよう充分注意しなければならない。委員会は、スロープレーがあったと思われる場合、関係者から説明を求め、その行為が明らかにプレーの遅延に該当すると裁定したときは、その状況により、個人またはその組のメンバー全員に、ペナルティを付加することがある。

第10条 競技上の諸問題について

競技上、規則や競技規定に明示のない問題が生じたときは、ルール・ブック規則34条3項により、競技委員がその裁定を行うものとし、その裁定を最終とする。

第11条 ドレスコードについて

ドレスコードは会場となるゴルフコースの規定に準ずる。当日ドレスコードを満たせずプレイが叶わなかった場合はその会員本人の責任となり、当日のコンペ参加費の返金は叶わないものとする。

第12条 棄権について

やむを得ない事情にてプレイ続行が叶わない際は、速やかに運営委員に連絡の上、棄権することが出来る。この際は各賞およびコンテストへの該当はされず、またハンディ改正にも影響しないものとする。やむを得ない事情もなく運営委員に無断で棄権があった際は、運営委員の協議によりその対応を考えるものとする。

以上

ゴルフ親睦会 別則 競技規定の一部改定について

ゴルフ親睦会運営委員会

2013/3/10

西豪州日本人会 ゴルフ親睦会 会則 (2009年8月 一部修正) について
下記の通り一部変更いたします。

<改定前>

第12条 日本人会会長杯戦

日本人会会長から毎年寄贈される「日本人会会長杯」は取り切り戦として、毎年一

度定例コンペにて行う。開催する時期については運営委員会と日本人会会長が打ち合わせの上決定するものとする。

<改定案>

削除

(改定理由)

現状行われておらず、今後も行われる予定が無い為

<追加する条項案>

第17条 監査役の認定

委員会は会計担当以外に年会計監査役を1名任命し、会の会計が正しく運営されているか客観的な判断を仰ぐものとする。

(追加の理由)

ゴルフ親睦会は日本人会個人部会(本体)の下部組織であるが、親睦活動の規模(参加人数、金額)から判断して本体における親睦活動の規模と同等の規模感で安定的に運営されており、今後も継続的に運営されることが見込まれる。よって本体同様、年度監査を受けるのが妥当であるとの判断がなされた為。

また西豪州日本人会 ゴルフ親睦会 別則 競技規定(2008年4月、2012年12月一部修正)について下記の通り一部変更いたします。

第5条 ハンディキャップ

3. 新会員のハンディキャップ

<改定前>

a) 国内外のオフィシャル・ハンディキャップ所持者は、その所属クラブのハンディキャップを当会のハンディキャップとする。

<改定案>

a) 国内外のオフィシャル・ハンディキャップ所持者は、その所属クラブのハンディキャップを当会のハンディキャップとする。

尚、パース以外の日本人会のハンディキャップ(1年以内)もオフィシャルハンディキャップと同様に扱うことができる。

(改定理由)

近年、日本人会会員の横異動（海外→海外）も多く、条件をリーズナブルな範囲で緩和し、より多くの方に親睦の場を提供するため。

4. 毎回のコンペ成績によるハンディキャップ改定

<改定前>

a) 競技者が、コース・レートより良い成績でプレーしたときは、順位に関係なく、そのアンダー・パーのポイント数をハンディキャップより差し引き調整する。

<改定案>

a) 競技者が、ステーブルフォード方式で36点より良い成績でプレーしたときは、順位に関係なく、そのアンダー・パーのポイント数をハンディキャップより差し引き調整する。

(改定理由)

コースの難しさはコース自体だけでなく、当日のティー、ピンの位置によっても異なるため、厳密に一つ一つのコースにコースレートを割り振ることは不可能。競技委員の判断で、各コースにおけるティーの決定を行うことで難易度のバラつきを整えるものとする。

5. 新年度・ハンディキャップ改定

<改定前>

a) 全会員の1年間の成績を、月別にコースレートから実績ポイントを差し引き、その時点でのハンディキャップを加え、「月別実績ハンディキャップ」を計算する。

(例) コース・レート「36」のコースで、ハンディ21の者が30ポイントの場合：「36」－「30」＋「21」＝『27』が『実績ハンディキャップ』となる。

<改定案>

a) 全会員の1年間の成績を、月別に36点から実績ポイントを差し引き、その時点でのハンディキャップを加え、「月別実績ハンディキャップ」を計算する。

(例) ハンディ21の者が30ポイントの場合：「36」－「30」＋「21」＝『27』が『実績ハンディキャップ』となる。

(改定理由)

先のコースレートの概念を除去するに際し、計算式に変更が生じたため。

第6条 コース・レート

<改定前>

使用するゴルフ場のコース・レートは次の通りとする。

下記以外のコース使用のときは、委員会がその都度コース・レートを決定する。

〔36ポイント〕 バインズ、 ジュンダラップ、 メドースプリングス、 サンシ
ティ、
マウントローリー、 クイナナ、 ワナルー、 アラルーエン、 シークレット
ハーバー、 ケネディベイ、 メルビル、 ロイヤルフリーマントル、
ロッキンハム、 レイクランド、 マリパーク

〔38ポイント〕 ウエンブレー、 コリアパーク、 グレーンアイリ
ス、 バーズウッド、 ヒルビュー

以 上

<改定案>

条項自体を削除。

(改定理由)

第5条4項改定理由に同じ。

追加する条項

<追加する条項案>

第11条 ドレスコードについて

ドレスコードは会場となるゴルフコースの規定に準ずる。当日ドレスコードを満た
せずプレイが叶わなかった場合はその会員本人の責任となり、当日のコンペ参加費
の返金は叶わないものとする。

(追加理由)

ドレスコードが理由となり、日本人会ゴルフ親睦会の開催が叶わなくなった例が過
去にあり、今後同様のケースを防ぐため。

<追加する条項案>

第12条 棄権について

やむを得ない事情にてプレイ続行が叶わない際は、速やかに運営委員に連絡の上、
棄権することが出来る。この際は各賞およびコンテストへの該当はされず、またハ
ンディ改正にも影響しないものとする。やむを得ない事情もなく運営委員に無断で
棄権があった際は、運営委員の協議によりその対応を考えるものとする。

(追加理由)

特に理由もなくプレイを棄権するケースが年に何件か発生するため、当該規定を設
け集計後の対応を明確化すること。及びプレイ同伴者への迷惑とならないようも注
意を促すため。

